

広島労働局発表
令和7年11月21日

報道関係者 各位

(照会先)

広島労働局雇用環境・均等室

室長 林 未央

室長補佐（指導担当） 重弘 拓也

担当者：三澤

電話：082-221-9247

くるみん企業を認定しました！

広島労働局（局長 宮原 真太郎）は、この度、次世代育成支援対策推進法に基づく

「くるみん企業」（子育てサポート企業）として株式会社鴻治組（代表取締役社長 檜山典英）、株式会社はら建興（代表取締役 原 健也）、大一株式会社（代表取締役 田中 陽子）、有限会社KHS（取締役 柏原 道雄）の4社を認定しました。

今回の認定により、県内のくるみん企業は **104社**となりました。

県内の「くるみん企業」（子育てサポート企業）が県民に広く知られるよう、取材・報道をよろしくお願いいたします。

～くるみん認定企業～

令和7年11月06日認定

・株式会社鴻治組（広島市 建設業）
代表取締役社長 檜山 典英

・株式会社はら建興（安芸郡 外壁塗装業）
代表取締役 原 健也

・大一株式会社（広島市 不動産業）
代表取締役 田中 陽子

令和7年11月17日認定

・有限会社KHS（尾道市 障害福祉事業）
取締役 柏原 道雄



《くるみん認定企業の取組内容》

株式会社鴻治組（広島市）

業 種：建設業

労働者数：124人（男性：100人 女性：24人）

計画期間：令和2年11月1日～令和7年3月31日



◆行動計画における目標◆

●目標

- 1 子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。
- 2 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施。
- 3 地域の大学・高校等のインターンシップの受け入れを行う。

◆主な取組内容◆

●対策1

- ・ 男性の育児休業取得に関する資料（パンフレット等）を社員に回覧し周知を再度図る。

⇒実施時期：令和2年11月～

- ・ 取得促進に向けて子が生まれる予定のある社員に対し管理職が個別面談し育児休業取得をサポートする。

⇒実施時期：令和3年1月～

●対策2

- ・ 現状の年次有給休暇取得状況を把握し、社員に休暇取得目標の周知をする。

⇒実施時期：令和2年11月～

- ・ 年次有給休暇の計画的付与制度の定着を図るため、工務部門においては現場の状況を、事務部門については業務の状況を把握し、繁忙期を除いた期間において各自年次有給休暇取得予定日を設定するよう部会等で職員に周知する。

⇒実施時期：令和3年4月～

- ・ 毎年9月に年次有給休暇の取得状況を取りまとめ、管理職及び社員に周知・啓発を図る。

⇒実施時期：令和3年9月～

●対策3

- ・ 地域の学校と連携を強化し、受け入れ部署への周知と体制作りを行いスムーズな受け入れを行う。

⇒実施時期：令和2年11月～

計画期間における育児休業等の取得状況◆

●男性：計画期間における育児休業等の取得

1名（14％）

●女性：計画期間における育児休業等の取得

2名（100％）

《くるみん認定企業の取組内容》

株式会社はら建興（安芸郡海田町）

業 種：外壁塗装業

労働者数：28 人（男性：13 人 女性：15 人）

計画期間：令和 4 年 11 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日



◆行動計画における目標◆

●目標 1

- ・全従業員に対して新しく始まった産後パパ育休を含む育児休業制度を周知するとともに、以降も、育児休業等に関して随時情報提供を行う。

●目標 2

- ・育児休業等を取得しやすい環境作りのため相談窓口を設置して、育児休業等を取得しやすい環境を作る。

◆主な取組内容◆

●対策 1

- ・全社員に対し、産後パパ育休を含む育児休業や育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する

⇒実施時期：令和 4 年 12 月～

- ・育児休業等に関して情報提供を行う。

⇒実施時期：令和 5 年 1 月～

●対策 2

- ・相談窓口の担当者、役割を検討

⇒実施時期：令和 4 年 11 月～

- ・全社員に対し、相談窓口の設置を周知する。

⇒実施時期：令和 4 年 12 月～

◆計画期間における育児休業等の取得状況◆

- 男性：計画期間における育児休業等の取得

4 名（80%）

- 女性：計画期間における育児休業等の取得

1 名（100%）

《くるみん認定企業の取組内容》

大一株式会社（広島市）

業 種：不動産業

労働者数：9人（男性：5人 女性：4人）

計画期間：令和3年9月1日～令和7年3月31日



◆行動計画における目標◆

●目標

- 1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、男性の育児休業取得を促進するための措置を実施。

◆主な取組内容◆

●対策

- 1 育児休業前の実態及び具体的なニーズを調査する。
 - ①産休前の対象者と面談 R3.6
- 2 育児休業後の復帰のための実態及び具体的なニーズの調査
 - ①業務引継ぎのための従業員補充 R3.9
同部署（総務部）にて正社員1名採用
 - ②復帰前に対象者との面談し状況確認（要望等） R4.7
- 3 復帰後の具体的な業務内容の見直しを導入し、従業員に周知する。
 - ①業務形態を本人の希望に沿うように見直し R4.8
 - ・希望通り育休前と同部署で復帰
 - ・時短勤務、所定外労働免除、出張免除の実施
 - ・急な呼び出しや休みに対応できるように、本人だけしかできない仕事ではなく、上司と同じ仕事を常に共有していつでも引き継げるように対策を実施。
 - ②育児休業規程について実態に合っていない部分を修正 R4.10
 - ・時短勤務の就業時間を柔軟化
 - ・育児休業、時短勤務制度を変更について、掲示板にて周知 R4.10
 - ・男性の従業員より時短勤務の要望があり制度利用
 - ・掲示板にて周知 R6.1

◆計画期間における育児休業等の取得状況◆

- 男性：計画期間における育児休業等の取得 1名（子の介護等休暇）（100%）
- 女性：計画期間における育児休業等の取得 1名（100%）

《くるみん認定企業の取組内容》

有限会社KHS（尾道市）

業 種：障害福祉事業

労働者数：34人（男性：17人 女性：17人）

計画期間：令和5年3月1日～令和7年3月31日



◆行動計画における目標◆

●目標

- 1 子の看護休暇について、時間単位でも取得可能とする制度。
- 2 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員：取得率50%以上にする
女性社員：取得率80%以上にする
- 3 年次有給休暇の取得率を、90%以上にする。
取得率とは、年間の有給取得数の合計÷年間付与数の合計×100とする。
(2023年度又は2024年度の取得率のいずれか高い方の数値が、
目標値を越える事を、目標とする。)

◆主な取組内容◆

●対策1

- ・ 就業規則を改定、制度化する。 ⇒実施時期：令和5年度10月～
- ・ 職員全員へ周知。通知を配布。 ⇒実施時期：令和5年度10月～

●対策2

- ・ 妊娠中及び出産後の労働者の健康管理や相談窓口の設置と周知。
⇒実施時期：令和5年度10月～
- ・ 育児休業における、職場復帰しやすい環境整備と体制作り。
⇒令和5年度10月～
- ・ 育児休業に関する、管理職向けの研修。
⇒令和5年度10月～

●対策3

- ・ 年次有給休暇について、利用促進の方針を周知。通知を配布。
⇒実施時期：令和5年度6月～
- ・ 短時間労働者へも、年次有給休暇を半日利用出来る制度化する。
⇒実施時期：令和5年度10月～

計画期間における育児休業等の取得状況◆

- 男性：計画期間における育児休業等の取得 2名（100%）
- 女性：計画期間における育児休業等の取得 1名（100%）

令和7年
4月1日から

新たな10年がスタート！

次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

令和6年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により、法律の有効期限がさらに10年間延長され、令和17年3月31日までとなりました。

1

行動計画策定・変更時に、育児休業等の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を義務付け

- 育児休業等の取得状況及び労働時間の状況把握
- 改善すべき事情の分析

- 行動計画の策定・変更
- 社内周知
- 外部への公表

- 都道府県労働局への届出

- 計画の実施

- 計画終了・効果の測定

行動計画の策定又は変更を行う際には、**育児休業等の取得状況**（※1）、**労働時間の状況**（※2）を把握するとともに、**育児休業等の取得状況や労働時間の状況に係る数値目標の設定が義務付けられます。**

（※1）男性労働者の「育児休業等取得率」又は男性労働者の「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」

（※2）フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の労働時間（高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者については、健康管理時間）

◆PDCAサイクルの確立

認定基準を満たした場合

※令和7年4月1日以降に策定又は変更する行動計画から義務の対象です。

厚生労働大臣による認定
（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん）

2

認定基準の見直し（認定種類別の認定基準全体は、p.2～p.3でご確認ください。）

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準＜共通＞

○女性の育児休業等の取得に係る基準の見直し（認定基準6）

女性労働者の育児休業等取得率	75%以上
育児休業等をすることができる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率	基準なし → 75%以上

○成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し（認定基準8）

①所定外労働の削減 ②年次有給休暇の取得の促進 ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備	→ ① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸 ②年次有給休暇の取得の促進 ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備
---	--

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準＜認定種類別＞

○男性の育児休業等の取得に係る基準の見直し（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準5）

	男性労働者の育児休業等取得率		男性労働者の育児休業等・育児目的休暇の取得率
トライくるみん	7%以上 → 10%以上	又は	15%以上 → 20%以上
くるみん	10%以上 → 30%以上		20%以上 → 50%以上
プラチナくるみん	30%以上 → 50%以上		50%以上 → 70%以上

○働き方の見直しに係る基準の見直し（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準7）

雇用する全てのフルタイム労働者	トライくるみん	45 時間未満
1人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数	くるみん	45 時間未満 → 30 時間未満（全てのフルタイム労働者）又は 45 時間未満（25～39歳のフルタイム労働者）
	プラチナくるみん	

○能力向上又はキャリア形成支援の取組に係る計画の策定・実施に関する対象の見直し（プラチナくるみん認定基準10）

プラチナくるみん	女性労働者を対象とした取組 → 労働者を対象とした取組
----------	------------------------------------



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

トライくるみん、くるみん認定基準

トライくるみん (旧基準達成)  新しいトライくるみん (新基準達成)  ※新たなマークには認定年の後ろに「(2025年度基準)」と記載されます。	くるみん (旧基準達成)  新しいくるみん (新基準達成)  ※新たなマークには認定年の後ろに「(2025年度基準)」と記載されます。
1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。 2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。 3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。 4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。	
5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 10%以上 (旧基準：7%以上) であること。 (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 20%以上 (旧基準：15%以上) であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。 ＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合(男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人)でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。 ① 計画期間内に、子の看護等休暇(旧基準：子の看護休暇)を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。 ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。 ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が 10%以上 (旧基準：7%以上) であること。 ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。	5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 30%以上 (旧基準：10%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。 (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 50%以上 (旧基準：20%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。 ① 計画期間内に、子の看護等休暇(旧基準：子の看護休暇)を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)、かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。 ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。 ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が 30%以上 (旧基準：10%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。 ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。
6. 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上 (旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であること。 ＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性労働者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が75%以上 (旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であれば基準を満たす。	6. 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上 (旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。 ＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性労働者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が75%以上 (旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。
(旧基準7.) 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。 7 (旧基準8.) 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。 (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。 (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。	※廃止(経過措置はp.4上段参照) 7 (旧基準8.) 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること、かつ(3)を満たしていること。 (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満 (旧基準：45時間未満) であること。 (2) フルタイムの労働者のうち、25～39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。(新設) (3) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。 (旧基準：計画期間の終了日の属する事業年度において上記(1)の旧基準と(3)のいずれも満たしていること。)
8 (旧基準9.) 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置 (旧基準：所定外労働の削減のための措置) ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	
9 (旧基準10.) 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。	

プラチナくるみん認定基準

プラチナくるみん



1～4. トライくるみん、くるみん認定基準1～4と同一

5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が **50%以上** (旧基準：30%以上) であること。

(2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて **70%以上** (旧基準：50%以上) であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合（男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人）でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、**子の看護等休暇** (旧基準：子の看護休暇) を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。
- ② 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
- ③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が **50%以上** (旧基準：30%以上) であること。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。

6. トライくるみん認定基準6と同一

(旧基準7.) くるみん認定旧基準7と同一 ※廃止（経過措置はp.4上段参照）

※くるみん認定基準と同様の改正が、プラチナくるみん認定基準においても行われました。
(詳細はp.2のくるみん認定基準参照)

7 (旧基準8). くるみん認定基準7 (旧基準8) と同一

8 (旧基準9). 次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。

- ① **男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置** (旧基準：所定外労働の削減のための措置)
- ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
- ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

9 (旧基準10). 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

- (1) 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育児休業等を利用している者を含む）している者の割合が90%以上であること。
- (2) 子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者（子の1歳誕生日に育児休業等を利用している者を含む）の割合が70%以上であること。

＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞

計画期間中に(1)が90%未満かつ(2)が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、上記の(1)が90%以上または(2)が70%以上であれば、基準を満たす。

10. 育児休業等をし、または育児を行う**労働者が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで**活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。

(旧基準11.) 育児休業等をし、または育児を行う**女性労働者が就業を継続し、**活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。

11 (旧基準12). トライくるみん、くるみん認定基準9 (旧基準10) と同一

○プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度（事業年度＝各企業における会計年度）の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

- ・1回目の公表は、プラチナくるみん認定取得後おおむね3か月以内
- ・2回目の公表は、公表前事業年度終了後おおむね3か月以内に行ってください。

厚生労働省運営のウェブサイト「**両立支援のひろば**」(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)

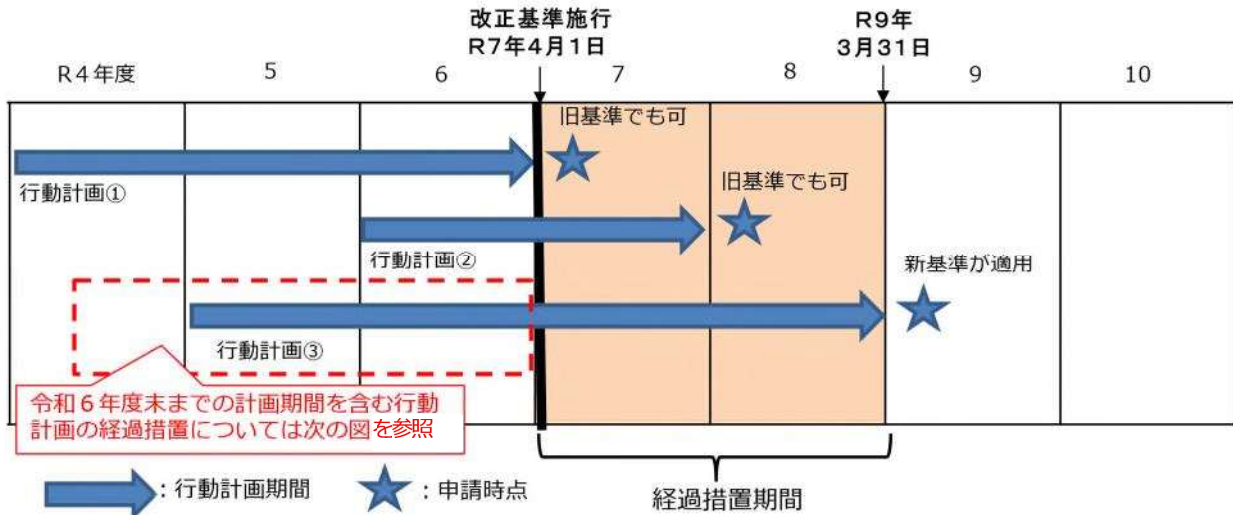
【各種情報を検索・閲覧】

- 一般事業主行動計画公表サイト：策定した一般事業主行動計画を公表したり、他社の計画を閲覧できます。
 - 両立診断サイト：自社の両立支援の取組状況をチェックしたり、他社の取組を閲覧できます。
 - その他、両立支援に取り組む企業の取組事例やお役立ち情報を掲載したQ&A集の検索ができます。
- ぜひご活用ください。

認定申請に関する経過措置

【令和7年4月から2年間の認定基準の経過措置】：改正前の旧基準達成による認定

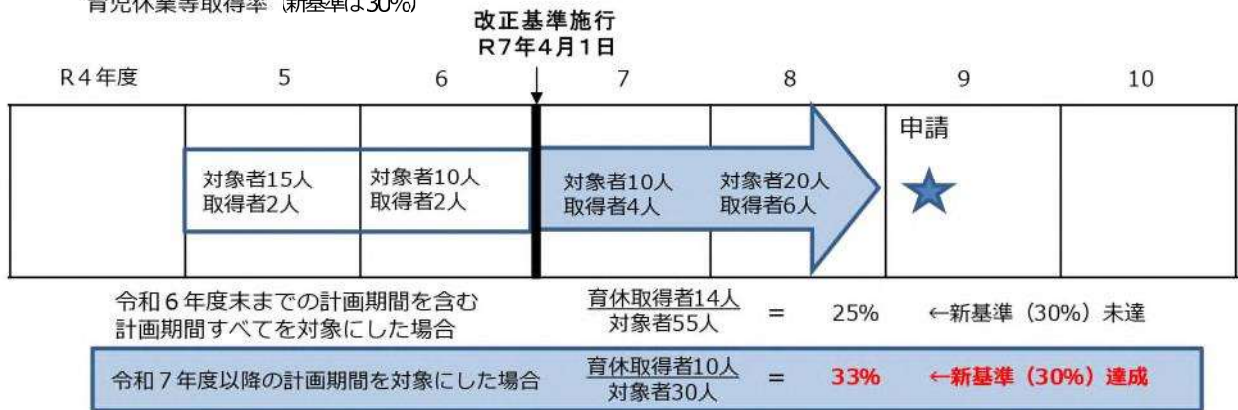
計画期間の時期にかかわらず、令和9年3月31日までは旧基準で申請することができます。この場合に付与されるくるみん及びトライくるみん認定マークは旧基準達成による認定マークとなります。



【令和6年度末までの計画期間を含む行動計画の経過措置】：改正後の新基準達成による認定

施行後の取組を評価するため、令和6年度末までに開始した行動計画で令和7年度以降に認定申請を行う場合は、令和6年度末までの計画期間を含めず、令和7年度以降の計画期間を基準算出のための計画期間とみなすことができます。この場合に付与される認定マークは新基準達成による認定マークとなります。

【例】くるみん認定申請に係る計画期間が令和5年度から8年度までの4年間であった場合の男性労働者の育児休業等取得率（新基準は30%）



⇒ 令和7年度以降の計画期間での新基準達成により、新しいくるみんマークの申請が可能

【プラチナくるみん認定の取消に関する経過措置】

プラチナくるみんは、認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても旧基準を満たしていれば取消の対象とはなりません。

◆詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

くるみん認定・プラチナくるみん認定等を受けると次の制度を活用できます。

- 公共調達における加点評価
- くるみん助成金（こども家庭庁）
- 賃上げ促進税制（経済産業省）
- 働き方改革推進支援資金（(株)日本政策金融公庫）

詳細は



お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3805
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

令和6年12月作成 リフレットNO.18

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業一覧(広島)

別添3
2025/11/18現在

	都道府県	企業名	所在地	認定年	認定回数	規模
104	広島	有限会社KHS <<NEW!!>>	尾道市	2025年	1	3: 100人以下
103	広島	大一株式会社 <<NEW!!>>	広島市	2025年	1	3: 100人以下
102	広島	株式会社はら建興 <<NEW!!>>	安芸郡海田町	2025年	1	3: 100人以下
101	広島	株式会社鴻治組 <<NEW!!>>	広島市	2025年	1	2: 101～300人
100	広島	株式会社ジェイアールサービスネット広島 <<NEW!!>>	広島市	2025年	1	1: 300人超
99	広島	株式会社ゆめカード <<NEW!!>>	広島市	2025年	1	1: 300人超
98	広島	株式会社カタオカ <<NEW!!>>	尾道市	2025年	1	2: 101～300人
97	広島	株式会社ソルコム <<NEW!!>>	広島市	2025年	1	1: 300人超
96	広島	株式会社豊国エンジニアリング <<NEW!!>>	東広島市	2025年	1	3: 100人以下
95	広島	株式会社合人社計画研究所 <<NEW!!>>	広島市	2025年	1	2: 101～300人
94	広島	東洋プラント株式会社 <<NEW!!>>	福山市	2025年	1	2: 101～300人
93	広島	ミヨシ電子株式会社 <<NEW!!>>	三次市	2025年	1	2: 101～300人
92	広島	ダイセル大竹産業株式会社 <<NEW!!>>	大竹市	2025年	1	2: 101～300人
91	広島	中外テクノス株式会社 <<NEW!!>>	広島市	2025年	1	1: 300人超
90	広島	株式会社万惣 <<NEW!!>>	広島市	2025年	1	1: 300人超
89	広島	山陽パッケージシステム株式会社	福山市	2025年	1	3: 100人以下
88	広島	株式会社大宝組	尾道市	2025年	1	3: 100人以下
87	広島	福山スチールセンター株式会社	福山市	2025年	1	1: 300人超
86	広島	株式会社こっこー	呉市	2025年	1	2: 101～300人
85	広島	社会福祉法人若葉	尾道市	2025年	1	2: 101～300人
84	広島	丸善製薬株式会社	尾道市	2024年	1	1: 300人超
83	広島	株式会社イズミテクノ	広島市	2024年	1	1: 300人超
82	広島	復建調査設計株式会社	広島市	2024年	1	1: 300人超
81	広島	株式会社フジ	広島市	2008年	1	1: 300人超
80	広島	株式会社中電工	広島市	2024年	1	1: 300人超
79	広島	広島信用金庫	広島市	2024年	1	1: 300人超
78	広島	中電技術コンサルタント株式会社	広島市	2024年	1	1: 300人超
77	広島	ヨシワ工業株式会社	安芸郡海田町	2024年	1	1: 300人超
76	広島	テラル株式会社	福山市	2024年	1	1: 300人超
75	広島	株式会社外林	福山市	2024年	1	2: 101～300人
74	広島	株式会社ワイザー・リンケージ	福山市	2023年	1	3: 100人以下
73	広島	株式会社日本クライメイトシステムズ <<NEW!!>>	東広島市	2023年・2025年	2	1: 300人超
72	広島	社会福祉法人アンダンテ	福山市	2023年	1	3: 100人以下
71	広島	豊国工業株式会社	東広島市	2023年	1	2: 101～300人
70	広島	株式会社中国新聞社	広島市	2023年	1	1: 300人超
69	広島	大宮工業株式会社	福山市	2023年	1	2: 101～300人
68	広島	株式会社サタケ	東広島市	2023年	1	1: 300人超
67	広島	株式会社プローバホールディングス	広島市	2023年	1	2: 101～300人
66	広島	広島ガス株式会社	広島市	2022年	1	1: 300人超
65	広島	ティーエスアルフレッサ株式会社	広島市	2022年	1	1: 300人超
64	広島	ダイキョーニシカワ株式会社	東広島市	2021年	1	1: 300人超
63	広島	青山商事株式会社	福山市	2021年	1	1: 300人超
62	広島	株式会社日本斎苑	広島市	2021年	1	3: 100人以下
61	広島	中国電力ネットワーク株式会社	広島市	2021年	1	1: 300人超
60	広島	中国電力株式会社	広島市	2021年	1	1: 300人超
59	広島	リョービ株式会社	府中市	2008年・2019年	2	1: 300人超
58	広島	社会医療法人里仁会	三原市	2013年	1	1: 300人超
57	広島	社会福祉法人優輝福祉会	三次市	2012年	1	1: 300人超

56	広島	ミリアグループ株式会社	広島市	2016年	1	3: 100人以下
55	広島	宮地ナショナル株式会社	尾道市	2013年	1	3: 100人以下
54	広島	マツダロジスティクス株式会社	広島市	2011年	1	1: 300人超
53	広島	マツダエース株式会社	安芸郡	2012年・2015年	2	1: 300人超
52	広島	株式会社マツダE&T	広島市	2009年・2012年	2	1: 300人超
51	広島	マツダ株式会社	安芸郡	2007年	1	1: 300人超
50	広島	ひろぎんITソリューションズ株式会社	広島市	2021年	1	1: 300人超
49	広島	ホシザキ中国株式会社	広島市	2016年	1	1: 300人超
48	広島	株式会社プレコ	広島市	2017年	1	3: 100人以下
47	広島	株式会社福屋	広島市	2007年	1	1: 300人超
46	広島	株式会社ヒロテック	広島市	2019年	1	1: 300人超
45	広島	株式会社ヒロタニ	東広島市	2015年	1	1: 300人超
44	広島	広島化成株式会社	福山市	2019年	1	1: 300人超
43	広島	公益財団法人広島平和文化センター	広島市	2014年	1	2: 101～300人
42	広島	広島テレビ放送株式会社	広島市	2014年	1	2: 101～300人
41	広島	国立大学法人広島大学	東広島市	2010年	1	1: 300人超
40	広島	広島スバル株式会社	広島市	2015年	1	2: 101～300人
39	広島	株式会社広島銀行	広島市	2007年・2009年・2011年・2015年・2021年	5	1: 300人超
38	広島	株式会社ピーエムシー企画	広島市	2014年	1	3: 100人以下
37	広島	株式会社原青果	広島市	2015年	1	3: 100人以下
36	広島	社会福祉法人白寿会	呉市	2015年	1	1: 300人超
35	広島	医療法人社団博愛会	東広島市	2013年	1	2: 101～300人
34	広島	日本ロードテック株式会社	広島市	2019年	1	3: 100人以下
33	広島	日本基準寝具株式会社	広島市	2022年	1	1: 300人超
32	広島	日東製網株式会社	福山市	2020年	1	1: 300人超
31	広島	有限会社トラスト調剤	広島市	2019年	1	3: 100人以下
30	広島	デルタ工業株式会社	安芸郡	2016年	1	1: 300人超
29	広島	デリカウイング株式会社	廿日市市	2009年	1	1: 300人超
28	広島	有限会社デイズ	府中市	2013年	1	2: 101～300人
27	広島	中国労働金庫《NEW!!》	広島市	2020年・2023年・2025年	3	1: 300人超
26	広島	社会保険労務士法人たんぽぽ会	広島市	2015年	1	3: 100人以下
25	広島	株式会社タニシ企画印刷	広島市	2017年	1	3: 100人以下
24	広島	医療法人辰川会	福山市	2020年	1	1: 300人超
23	広島	総合運送有限会社	福山市	2009年	1	3: 100人以下
22	広島	医療法人社団せがわ会	山県郡	2014年	1	2: 101～300人
21	広島	株式会社誠和	尾道市	2014年	1	1: 300人超
20	広島	医療法人社団住吉医院	呉市	2016年	1	3: 100人以下
19	広島	新川電機株式会社	広島市	2014年	1	1: 300人超
18	広島	医療法人社団樹章会	東広島市	2018年	1	2: 101～300人
17	広島	社会福祉法人慈照会	三次市	2014年	1	2: 101～300人
16	広島	株式会社サンキ	広島市	2010年・2017年	2	1: 300人超
15	広島	持続未来株式会社	広島市	2014年	1	1: 300人超
14	広島	医療法人社団恵愛会	広島市	2016年	1	2: 101～300人
13	広島	呉信用金庫	呉市	2016年	1	1: 300人超
12	広島	極東興和株式会社	広島市	2014年	1	1: 300人超
11	広島	社会福祉法人尾道さつき会	尾道市	2012年	1	1: 300人超
10	広島	オタフクホールディングス株式会社	広島市	2007年	1	3: 100人以下
9	広島	オタフクソース株式会社	広島市	2007年	1	1: 300人超
8	広島	医療法人社団大谷会	江田島市	2012年・2015年	2	2: 101～300人
7	広島	株式会社オーザック	福山市	2015年	1	3: 100人以下
6	広島	株式会社オオケン	広島市	2014年	1	1: 300人超

5	広島	株式会社エブリイ	福山市	2017年	1	1: 300人超
4	広島	株式会社エフピコ	福山市	2008年	1	1: 300人超
3	広島	株式会社NTTデータ中国	広島市	2014年	1	1: 300人超
2	広島	株式会社イズミ	広島市	2017年	1	1: 300人超
1	広島	アヲハタ株式会社	竹原市	2008年・2011年・2016年・2021年	4	1: 300人超

